一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十四号東京都市計画道路事業幹線街路放射第九号線
三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘
(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一七番九まで	前	四四・五二～五二・四三メートル	〇・〇一六キロメートル
	後	四四・五二～五二・四三メートル	〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

○関東地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十六号	町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番三まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。
その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘

一般国道十六号	占用を制限する区域	図面縦覧場所
	町田市鶴間一丁目一七番四から同市鶴間一丁目一八番一三まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
三　占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年四月一日

○関東地方整備局告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和六十二年建設省告示第千二百七十三号東京都市計画道路事業幹線街路放射第十号線
三　事業施行期間　自昭和六十二年六月二十三日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十年建設省告示第千四百三十二号東京都市計画道路事業補助線街路第百四十号線
三　事業施行期間　自平成十年七月十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十一年建設省告示第四百三十三号東京都市計画道路事業幹線街路環状第三号線
三　事業施行期間　自平成十一年三月十二日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十九年三月三十一日　関東地方整備局長　大西　亘
一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百三十六号東京都市計画道路事業幹線街路環状第四号線
三　事業施行期間　自平成十三年五月三十一日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし